

「新型コロナウイルス感染症拡大」を踏まえた法人各部門の運営について

学校法人 信学会
社会福祉法人 信州福祉会

信学会グループは、新型コロナウイルス感染症拡大に備えての2月27日付内閣総理大臣による小中学校・高校の休校要請等を踏まえ、この度、本日2月28日付で各部門の運営方法を下記の通りとすることとしました。

なお、この運営方法は、2月26日付策定の「新型コロナウイルス感染症への対応ガイドライン（以下、「法人ガイドライン」と言う）とともに、当面の運営方法であり、今後の感染状況により変更となる場合があります。

つきましては、引き続き感染症対策を行うとともに、自身の体調管理にも留意をお願いします。

記

I 幼稚園・保育園・こども園および専科教室

【幼稚園・保育園・こども園】

- (1) 3月2日（月）からは、通常通りの開園としますが、出欠席は自由登園扱いとします。
※欠席しても、欠席扱いにはなりません。
- (2) 期間中の給食の提供は、通常通り提供します。
なお、園バスの運行は、車内感染リスクも高まることから、基本的には行いません。
- (3) 各園では、こまめに施設・設備の消毒を行うなど、衛生管理体制を整備し対応します。
園児・保護者の皆様も感染症対策をお願いします。
- (4) 登園の際は、園として前述の通り、消毒等の衛生管理は行いますが、保護者の皆様には感染リスクもご承知いただいた上で、登園の可否をご判断ください。
- (5) 卒業式については、各園の予定日において、出席者は年長園児およびその保護者のみとさせていただきます、規模・内容・時間を縮小して行います。
なお、入学式も同様に縮小して行います。
- (6) 期間中に感染者が発生した場合には、法人ガイドラインに基づき対応（休園等）します。

【専科教室】

- (1) 期間中の幼児科（園児）教室は、前述のように園が通常開園していますので、開室します。
なお、園バス同様、送迎バスの運行は行いません。
- (2) 児童科（小学生）教室は、休室とします。
- (3) 各教室では、こまめに施設・設備の消毒を行うなど、衛生管理体制を整備し対応します。
室生・保護者の皆様も感染症対策をお願いします。
- (4) 通室の際は、教室（園）として前述の通り、消毒等の衛生管理は行いますが、保護者の皆様には感染リスクもご承知いただいた上で、通室の可否をご判断ください。
- (5) 期間中に感染者が発生した場合には、法人ガイドラインに基づき対応（休室）します。

Ⅱ 予備学校・コードアカデミー高校

【コードアカデミー高校】

- (1) 校舎では、こまめに施設・設備の消毒を行うなど、衛生管理体制を整備し対応します。
- (2) 卒業式は、会場実施を取りやめとし、WEB卒業式に変更します。
- (3) 入学式は、従来の外部会場に大勢の生徒・来賓を一同に集めての開催は取りやめます。
- (4) 期間中に感染者が発生した場合には、法人ガイドラインに基づき対応（休校等）します。

【予備学校】

- (1) 校舎では、こまめに施設・設備の消毒を行うなど、衛生管理体制を整備し対応します。
- (2) 新年度生受付は、通常通り行います。
- (3) 今年度の合格祝賀会は中止とします。
- (4) 入学式は、従来の外部会場に大勢の生徒・来賓を一同に集めての開催は取りやめます。
- (5) 期間中に感染者が発生した場合には、法人ガイドラインに基づき対応（休校等）します。

Ⅲ ゼミナール・グリーンクラス・PASS

- (1) 全学年・全校舎いずれも、通常通り開校します。また、個別相談会も随時行います。
なお、中学3年生は、入試を控えていることから、校舎での講座開校に加えて、通塾できない方向けのWEB講座の配信（開講）も予定しています。
- (2) 各校舎では、こまめに施設・設備の消毒を行うなど、衛生管理体制を整備し対応します。
生徒・保護者の皆様も感染症対策をお願いします。
- (3) 通塾の際は、前述の通り、消毒等の衛生管理は行いますが、保護者の皆様には感染リスクもご承知いただいた上で、通塾の可否をご判断ください。
- (4) 期間中に感染者が発生した場合には、法人ガイドラインに基づき対応（休校）します。
- (5) 小中学生対象の春期講習は、現時点では開講予定です。
- (6) 新高校1・2年生対象の春期講習・準備講座等は、現時点では開講予定です。
- (7) 中1・中2学力テストは、自宅受験に変更させていただきます。

IV 職員の勤務に関して

(1) 小中学生・高校生の子どもがいる職員の勤務について、新型コロナウイルスの感染予防対策期間中は、下記の通り対応します。

①幼稚園・保育園・こども園における、早朝・延長保育担当勤務が困難な場合、シフトの組み換えを含め負担とならないように考慮します。

②子育・育児等を理由とする出勤時間（勤務時間）の短縮を行うことを可能とします。

遅刻（遅出）、早退に加えて、家庭の様子を見に行くなどの欠課（中抜け）も可能とします。

(2) 期間中の職員の欠勤・欠課の扱いは、常勤・非常勤問わず、下記の通り対応します。

①原則として、有給休暇および看護休暇をまずは利用していただき、不足した場合には特例休暇で対応することとします。なお、いずれの休暇も有給の休暇とします。

【利用順】

(1) 残有給休暇の利用

(2) 看護休暇の利用（子ども1人の場合5日、2人以上の場合一律10日）

※なお、看護休暇対象児は、対策期間中は年齢制限を撤廃し、高校生までのすべての年齢の子どもに適用を拡大します。

(3) 特例休暇を付与 有給休暇・看護休暇利用分以上に必要な場合、特例休暇として、必要な日数を付与します。

以上